

改正

令和4年7月19日規則第16号

令和5年8月22日規則第23号

読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和元年読谷村条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開所時間等の変更)

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、開所時間・休所日変更承認申請書（第1号様式）を村長に届け出なければならない。

(1) 条例第5条ただし書の規定により開所時間を変更するとき。

(2) 条例第6条ただし書の規定により休所日を変更し、又は臨時に休所日とするとき。ただし、申請に暇がない場合においては事後に承認を受けるものとする。

(入所承認の申請等)

第4条 条例第8条に規定する児童クラブに児童を入所させようとする保護者は、児童クラブ入所申請書（第2号様式）により指定管理者に申請し、その承認を得なければならない。

(入所の承認通知等)

第5条 指定管理者は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、児童クラブ入所承認・不承認通知書（第3号様式）により保護者へ通知するものとする。ただし、定員を超える申請があった場合は、当該児童について別表に定める放課後児童クラブ入所調査票に基づき、児童クラブ利用の優先度を点数化することにより点数の高い者から入所を承認するものとする。

(退所手続き等)

第6条 児童クラブを退所しようとする児童の保護者は、児童クラブ退所届（第4号様式）を退所する日から起算し、おおむね4週間前までには、指定管理者に届出なければならない。

(利用承認の取消し・利用停止)

第7条 指定管理者は、当該児童が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童クラブの入

所承認の取消し、又は利用を停止ことができるものとし、児童クラブ利用承認取消・利用停止通知書（第5号様式）により当該児童の保護者に通知するものとする。

- (1) 条例第7条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 条例第10条の規定に該当したとき。

(保育料の納付)

第8条 条例第9条の規定による納付は、児童が在籍した月分を納付しなければならない。

- 2 保育料の納付方法は、口座振替とし、毎月10日までに納付しなければならない。ただし、納付期限が金融機関の休業日に当たるときは、その日後において最も近い休業日以外の日を納付期限とする。
- 3 前項に定めるもののほか、申し出により現金にて納付することができる。
- 4 児童クラブの入所日又は退所日が月の中途である場合の当該月の保育料は、日割計算により算定した額とする。
- 5 前項の計算は、保育料を25日で除した額に、中途入所の場合は入所日から開所日数（25日を超える場合は、25日）を、中途退所の場合は退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は、25日）を、それぞれ乗ずることにより行う。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 児童クラブの都合によって休所した場合は、その日数分の保育料は徴収しない。
- 7 実費等については、指定管理者が利用者から徴収する。

(村長による管理)

第9条 第4条から前条の規定にかかわらず、村長が児童クラブの管理に係る業務を行う場合におけるこの規則の適用については、「指定管理者」とあるのは「村長」と読み替える。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、児童クラブの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日より施行する。

(準備行為)

- 2 この規則に必要な準備行為は、規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和4年7月19日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月22日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則は、令和6年度の学童保育の利用の調整について適用し、令和5年度の学童保育の利用の調整については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

児童クラブ入所調査票

受付番号	受付日	合計点数

父	母	調整点

区分	保護者の状況				点数		
	就労日数	父	母	就労時間（1日あたり）	父	母	
就労・就学 ・ 自営業 ・ 学生等	月20日以上 / 週5日以上	5	5	8時間以上	5	5	
	月16日～19日 / 週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4	
	月12日～15日 / 週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3	
	月10日～月11日 / 週2日	2	2	4時間以上6時間未満	2	2	
	月10日未満	1	1	4時間未満	1	1	
	<注釈> ・就労の時間数は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む。）とし、残業時間は含まない。 ・労働日数は、30日から月の休日 日数を引いて計算する。						
求職	求職活動中				3	3	
出産	産休	産前2ヶ月、産後2ヶ月		分娩予定日 年 月 日		9	
	育休	下の子の育児休業中		勤務復帰予定日 年 月 日	8	8	
疾病・障がい	入院等	入院（1ヶ月以上）又は常時臨床				10	10
	通院	育児不可能				10	10
		育児困難				6	6
	障がい者	身体障害者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2				10	10
		身体障害者手帳3級、精神保健福祉手帳2・3級、療育手帳B1・B2				8	8
身体障害者手帳4級以下				6	6		
介護・看護	介護・看護	重度心身障害者、寝たきり疾病者等の全介護				10	10
		常時観察と介護（食事・入浴・排泄）を要する場合（全介護を除く）				8	8
	通院（学）付き添い	週5日以上				6	6
		週3～4日				5	5
災害	家庭の災害	火災・天災による居宅喪失等の場合その復旧までの間				10	10
その他	不在	死亡、離別				10	10
調整点	優先利用事由	虐待・DV等				10	
		ひとり親世帯（小学校1～3年生まで）				8	
		支援を要する児童（身体障害者手帳・療育手帳が発行されている児童、小学校等で支援員が配置されている児童、特別支援学級へ通級している児童等）				10	
		新1年生				5	
		新2年生				3	
		新3年生				1	
		両親のいずれかの勤務終了時刻が16時以前の場合				-2	
		利用状況（週3回以上の利用無し）				-3	
		利用状況（週2回以上の利用無し）				-2	
		利用状況が月の半数以下、主に他の施設を利用している等 協力者がいる				-5 -2	

※同一点の場合の入所決定順

- 1 低学年順 2 労働時間が長い順 3 労働日数が多い順 4 その他 総合的に判断する

年 月 日

読谷村長 様

児童クラブ指定管理者

代表者名 印

開所時間・休所日変更承認申請書

下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 施設の名称

2 変更項目

開所時間 ・ 休所日

3 変更内容

(1) 変更後

(2) 変更前

4 変更理由

児童クラブ入所申請書

読谷村長（又は児童クラブ指定管理者）様

年 月 日

申請者(保護者) 住所

氏名

続柄

連絡先

次のとおり児童クラブへ入所申請します。

児童クラブ名					新規・継続	
(ふりがな) 児童名		性別		生年月日	年 月 日	
学校名(予定)	小学校					
学年	年 <small>※入学・進級予定の学年</small>	緊急 時連 絡先	第1連絡先	(続柄)		
			第2連絡先	(続柄)		
希望する入所期間	年 月 日 ~		年 月 日 まで			
保育が必要な日	(○をつけてください) 週 日 出席 月・火・水・木・金・土					
家族構成 コメント	氏名	続 柄	年 齢	勤務先(学校 名)	就 労 時 間	勤務先 電話番号

<p>世帯の状況 (該当する場合のみ○を付けてください。)</p>	<p>1 ひとり親世帯 2 生活保護世帯</p>
<p>かかりつけ医</p>	
<p>保育の実施を必要とする理由</p>	<p>1 仕事をしているため(父 母 祖父 祖母 その他) 2 病気又は障がいのため(父 母 祖父 祖母 その他) 3 病人などの看護・介護のため(父 母 祖父 祖母 その他) 4 妊娠・出産のため 5 就学・職業訓練のため(父 母 祖父 祖母 その他) 6 求職活動(起業準備を含む)(父 母 祖父 祖母 その他) 7 その他()</p>
<p>児童の発育・発達状況等</p>	<p>1 良好 2 アレルギーあり() 3 療育センター等へ通院中又は通院を検討している 4 障害・療育手帳等あり 5 放課後児童デイを併用する 6 特別支援保育を希望する 7 その他集団生活を行う上で気になることがある () ※支援員の配置等に必要の情報となりますので、詳細にご記入をお願いいたします。</p>
<p>クラブ 担当者記入</p>	<p>受付日 年 月 日</p>

※添付書類…放課後児童を保育できない理由がわかる証明書(勤務証明書、診断書等)

年 月 日

殿

読谷村長（又は児童クラブ指定管理者） 印

児童クラブ入所承認 ・ 不承認通知書

申請のあった児童クラブへの入所について、次のとおり（承認・不承認）とします。

児童名		生年月日	年 月 日
児童クラブ名			
入所の期間	年 月 日	～	年 月 日 まで
備考			

教示

- この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第88号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、読谷村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、読谷村（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

読谷村長(指定管理者) 様

申請者(保護者)

住所

氏名

印

続柄

連絡先

児童クラブ退所届

児童名		生年月日	年 月 日
小学校名		学年	

下記の理由により、児童クラブを 年 月 日 付けで退所させたいので届出致します。

(退所の理由)

- 1 転居・転出
- 2 家庭内保育が可能なため
- 3 その他

年 月 日

殿

読谷村長（又は児童クラブ指定管理者） 印

児童クラブ利用承認取消・利用停止通知書

次の児童についての児童クラブ利用承認取消・利用停止を決定しましたので、通知致します。

児童名		生年月日	年 月 日
利用承認取消日	年 月 日		
承認取消しの理由			
利用停止の期間	年 月 日～ 年 月 日		
利用停止の理由			

教示

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第88号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、読谷村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、読谷村（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。